

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2020 年 6 月 12 日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 加東市上三草1131-6

氏名 (株)LIXILサンウエーブ製作所  
社工場 工場長 吹上 祐一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0795-42-7717

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社LIXILサンウエーブ製作所 社工場
事業場の所在地	加東市上三草1131-6
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 <b>別紙1, 2のとおり</b>	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	<b>別紙 1, 2 のとおり</b>
(管理体制図)	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		<b>別紙 1, 2 のとおり</b>
①現状	<b>【前年度（令和 年度）実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	<b>【目標】</b>	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の分別に関する事項		<b>別紙 1, 2 のとおり</b>
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	<b>【目標】</b>	<b>別紙1, 2のとおり</b>	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和元年度)実績量

計画：今年度(令和2年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項										
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)		
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	
0600 廃プラスチック類	677	680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	677	680	0	0	677	680	0	0	0	0
0800 木くず	2087	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2087	0	0	0	0	0	0	0	2087	0
1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2200 管理型混合廃棄物	96	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	95	0	0	96	95	0	0	0	0
合計	2860	775	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2860	775	0	0	773	775	0	0	2087	0

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	3299 他に分類されないその他の製造業
②事業の規模	完成高 141億円（令和元年度実績）
③従業員数	347人（令和2年4月30日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3のとおり

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙を参照）

別紙3のとおり
---------

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<p>（これまでに実施した取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キッチン扉製作工程で扉大板から指定サイズの切り出し（ネスティング）を、システムを利用して最善な切り出しを行い廃棄部分を減らしている。</li> <li>・乾電池を充電タイプに変更することにより、繰り返し充電使用し廃棄する乾電池が減る。</li> <li>・蛍光灯をLEDに変更することにより機器の寿命が延び、廃棄する蛍光灯が減る。</li> <li>・木くずを有価買い取りをしてもらえる業者へ移行</li> </ul>
②計画	<p>（今後実施する予定の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キッチンキャビネットの棚ダボ穴数がプログラム通り加工されているかをカメラで感知させて、大量不良を発生させず廃棄を増やさない取り組みを計画している。</li> <li>・同じくカメラで感知させて大量不良を発生させない別工程へのヨコテンをして廃棄を増やさない取り組みを計画している</li> </ul>

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別して入れるコンテナやバツカンに入っている間違っ産廃物を発見すると、正しい分別を理解してもらうよう現物確認の場と関係者に発信をしている。</li> <li>・混合物を出来るだけ分解することで再資源物と産廃物を分別する。但しケガをしてしまう可能性がある危険な作業はしないようにしている。</li> <li>・通常に発生する産廃物の分別に問題ないが、今まで発生していない産廃物が出たときは取引先の産業廃棄物処理委託業者様に連絡をとり、正しい分別先を確認してから廃棄することにして</li> </ul>
②計画	<p>（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>



5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

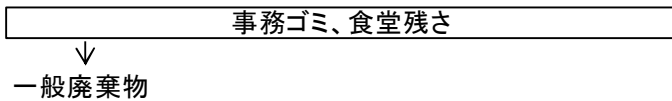
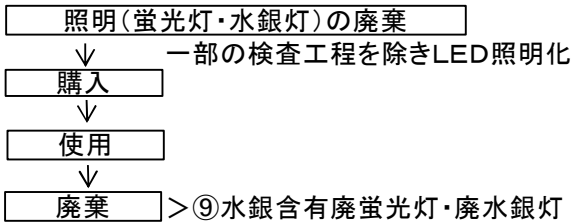
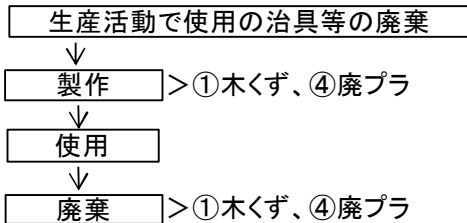
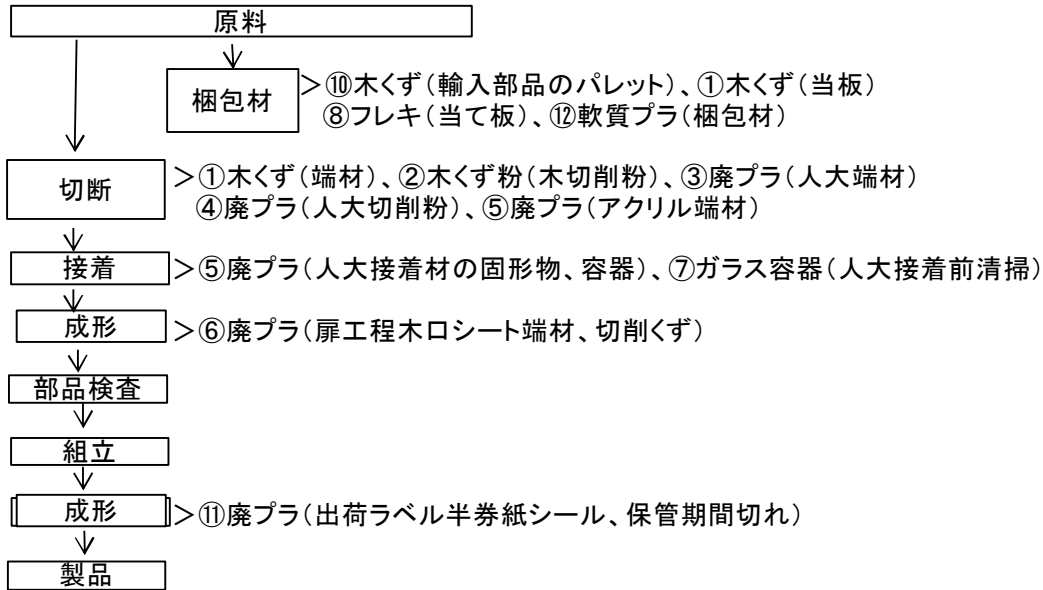
①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) ・特になし
②計画	(今後実施する予定の取組) ・特になし

別紙3

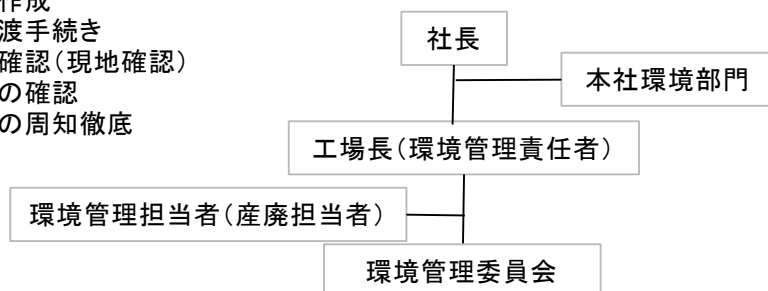
(産業廃棄物の一連の処理の工程)



(産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項)

産廃担当者の業務

- ・行政報告書作成
- ・処理業者引渡手続き
- ・適正処理の確認(現地確認)
- ・廃棄物置場の確認
- ・廃棄物分別の周知徹底



(産業廃棄物の処理の委託に関する事項)

【産廃物】

0600 廃プラスチック類(人大端材)+廃プラ(人大切削粉)

広域認定業者 一般社団法人日本人工大理石リサイクル協会  
収集運搬委託:三陽陸運(株)が窓口の(株)マキモト → 破碎処分:昭和KDE(株)  
→破碎後、製鉄副原料として日新製鋼株式会社に売却

0600 廃プラスチック類(人大接着材の固形物、容器)

収集運搬委託:(有)エコリサイクル → 中間処理(破碎・選別)委託:(有)エコリサイクル  
→中間処理(破碎・選別)後に、西武サービス(株)にて減容固化  
→中間処理(破碎・選別)後に、(株)環境保全センターにて助燃材

0600 廃プラスチック類(扉工程木口シート端材、切削くず)

収集運搬委託:(有)アルミック徳原 → 中間処理(破碎)委託:(有)アルミック徳原  
→中間処理(破碎)後に、(株)姫路環境開発にて減容固化

0600 廃プラスチック類(出荷ラベル半券紙シール、保管期間切れ)

収集運搬委託:(有)アルミック徳原 → 中間処理(圧縮)委託:(有)アルミック徳原  
→中間処理(圧縮)に、(株)姫路環境開発にて減容固化

0600 廃プラスチック類(軟質プラ)

収集運搬委託:(有)アルミック徳原 → 中間処理(圧縮減容)委託:(有)アルミック徳原  
→中間処理(圧縮減容)後に、(株)サニックス、(株)姫路環境開発にて破碎・燃料化

1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラス容器、その他)

収集運搬委託:(有)エコリサイクル → 中間処理(破碎)委託:(株)環境保全センター  
→中間処理(破碎)後に、(株)環境保全センターにて安定型埋立

1300 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(不良フレキ、フレキ材当て板)

収集運搬委託:(有)エコリサイクル → 中間処理(破碎)委託:(株)環境保全センター  
→中間処理(破碎)後に、(株)環境保全センターにて安定型埋立

2200 管理型混合廃棄物

収集運搬委託:(株)新生興業 → 中間処理(破碎)委託:(株)新生興業  
→中間処理(破碎)後に、キャビ構造材(パーティ)は山室木材工業(株)にて破碎・資源化  
→中間処理(破碎)後に、軟質プラ・硬質プラ類は(株)サニックスにて破碎・燃料化  
→中間処理(破碎)後に、セラミック天板は札馬砕石工業(株)にて安定型埋立

水銀含有廃蛍光灯・廃水銀灯

収集運搬委託:(有)エコリサイクル  
→破碎及び水銀回収による再資源化(委託:(株)ジェイ・エム・アール)  
→有価売却先 ガラスは(有)飯室商店、金属・プラスチックは船津商事(株)  
水銀は双葉化学薬品(株)、蛍光体は昭和化成(株)  
→(株)環境保全センターにて管理型埋立  
→大阪湾広域臨海環境整備センター 神戸沖処分場、大阪沖処分場にて管理型海面埋立

廃乾電池

(契約交渉中)収集運搬委託:(株)イボキン → 最終処分(焼却処理)委託:西播商事(株)

【2019年度は産廃物 → 2020年度は有価物】

木くず(木材端材)

・30m3コンテナ(フォークリフト投入+手入れ2m3コンテナ)  
→収集運搬委託:I-K LINEにてウッドピア木質バイオマス利用協同組合へ運搬  
(到着時右有価物扱I.V)

木くず(木粉)

・フレコン袋入り  
→山崎商会にて有償引取りを行う(引渡場所:(株)LIXILサンウエーブ製作所 社工場)

木くず(木製パレット)

・ブルムパレット、一般パレット  
→山崎商会にて有償引取りを行う(引渡場所:(株)LIXILサンウエーブ製作所 社工場)